海く高第 768 号
令和３年１月８日

各指定地域密着型（介護予防）サービス事業者　様
各指定居宅介護支援事業者　様
各介護予防・日常生活支援総合事業　サービス事業者　様

海南市くらし部高齢介護課長
（　公　印　省　略　）

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応について（周知徹底）

平素より本市高齢者福祉行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルスの感染防止対策の適切な実施について、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が全国で初めて 7,000 人を超え、県内においても、和歌山市内の高齢者住宅で職員３名、利用者４名の集団感染が発表され、県内の新規感染者も過去最多となるなど、今後のさらなる感染拡大が非常に危惧される状況となっています。

こうした中、令和３年１月７日、首都圏１都３県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）に対し、緊急事態宣言が再び発出されましたので、先般お知らせいたしました、「関西・府県市民緊急行動宣言」（関西広域連合発表）及び「県民の皆様へのお願い」（和歌山県発表）について改めて内容にご留意の上、貴高齢者施設・事業所のすべての職員に対して周知徹底していただき、適切にご対応いただきますようお願いします。

高齢者施設・事業所におかれては、集団感染を発生させないため、手洗い、消毒、マスク着用等基本的な感染予防対策、毎朝の自宅での検温及び出勤時の検温等健康管理を適切確実に実施して、発熱や咳、味覚・嗅覚異常、全身倦怠感などの体調不良が少しでも認められる場合は、出勤しない、出勤させないことを再度周知徹底いただくようお願いするとともに、施設内に感染の持ち込みが発生しないよう、感染拡大防止対策の周知徹底を改めてお願いします。

なお、高齢者施設・事業所の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測するとともに、職員が利用者の家族の健康状態の確認も行い、発熱や体調不良が認められる場合は、利用を断る取り扱いをされるよう改めて周知徹底をお願いします。

記

１　県民の皆様へのお願い（令和３ 年１ 月６ 日）（主な項目）

・緊急事態宣言が発出される首都圏１都３県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への往来は控える
・特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない
・遅くまで集団で会食・宿泊をしない
・成人式など行事の前後は会食を控える
◇これまでの以下の項目についても、ご留意いただきますようお願いします。
・医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える
・症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

・事業所では発熱チェック
・病院、福祉施設サービスは特に注意
・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守
◇大阪府が府民に向けて要請している不要不急の外出自粛関係
・できる限り、大阪府への不要不急の外出は控えるようお願いします
（令和２ 年 12 月４ 日～令和３ 年１ 月 11 日）
・感染が拡大している地域から、帰省等される方は、高齢者等へ感染させないような行動を願います

２ 和歌山県からの通知

(1) 「県民の皆様へのお願い（和歌山県）」※再通知（別紙のとおり）
(2) 「関西・府県市民緊急行動宣言（関西広域連合）」※再通知（別紙のとおり）
(3) 「和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付申請について（再々周知）（感染症対策支援事業等：かかり増し経費助成）」（別添のとおり）

海南市役所　高齢介護課　指定・指導係　抜井・山野井
642-8501　海南市南赤坂 11 番地
Tel　073-483-8764　　Fax　073-483-8769
Ｅmail　korei@city.kainan.lg.jp

資　料　提　供
令和３年１月６日

県民の皆様へのお願い（令和３年１月６日）

首都圏において、新型コロナウイルスの感染拡大が続いているため、政府では首都圏の１都３県を対象に、緊急事態宣言を発出する検討が行われています。

また、本県においても、年末年始より感染者が増加傾向にあり、県外からのウイルスの持ち込みや若年層を中心に複数人での飲食後、家族や友人に感染が広がるといった事例が見受けられます。

これらの状況を踏まえ、下記のとおり「県民の皆様へのお願い」をとりまとめましたので、県民の皆様におかれましては、さらに御留意のもと行動いただきますようお願いします。

- **緊急事態宣言が発出される首都圏１都３県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への往来は控える**
- **特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない**
- **遅くまで集団で会食・宿泊をしない**
- **成人式など行事の前後は会食を控える**

これまでの下記の項目についても、御留意いただきますようお願いします

- 高齢者は、カラオケ、ダンスなどの大規模な催しへの参加を控える
- 医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

◇　◇

- 症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- 事業所では発熱チェック
- 病院、福祉施設サービスは特に注意

◇　◇

- 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

◇　◇

- 濃厚接触者は陰性でもさらに注意
- 医療機関は、まずコロナを疑う

なお、大阪府が府民に向けて要請している不要不急の外出自粛は、１月11日まで延長されていますので、できる限り、大阪府への不要不急の外出は控えていただきますようお願いします。

また、感染が拡大している地域から帰省等される方は、重症化しやすい高齢者等へ感染させないよう、より感染拡大防止を心掛けた行動をお願いします。

- **できる限り、大阪府への不要不急の外出は控えるようお願いします**

  ※期間：大阪府が府民へ不要不急の外出の自粛を要請している期間

  （令和２年12月４日～令和３年１月11日）

  ※通勤や通学などで出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底してください
- **感染が拡大している地域から、帰省等される方は、高齢者等へ感染させないような行動を願います**

関西・府県市民緊急行動宣言

緊急事態宣言が発出される首都圏同様に大都市部を抱える関西圏でも、これ以上感染拡大すると深刻な事態を招きかねません。緊急事態宣言発出に到らないよう、関西府県市民が一体となった一層の感染防止対策の徹底に取り組みましょう。

往来・外出自粛

- ○ 緊急事態宣言が発出される首都圏（1都3県）への往来は控えましょう。
- ○ 首都圏以外でも感染が拡大している地域への不要不急の外出は控えましょう。特にそれらの地域への飲食を目的とした往来は極力控えましょう。
- ○ 成人式など行事の前後は、会食を控えるなど、行動に注意しましょう。

ウイルスを持ち込まない

- ○ 医療機関、社会福祉施設、家庭、職場にウイルスを持ち込まないよう、感染防止策の基本を徹底するとともに、飲食店等リスクが高い施設への出入りや飲み会など行動に注意しましょう。
- ○ 日頃から検温を行うなど体調管理に努め、発熱など症状のある場合には、出勤、通学等を控えるとともに、すぐに医師に電話し診断を受けましょう。

テレワーク等の推進

- ○ 仕事であっても、人との接触を減らすよう、在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議などを一層推進しましょう。

関西広域連合
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付申請について（再々周知とお願い）（感染症対策支援事業等関係）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

標記補助金の申請については、令和２年７月28日付け長第07280002号通知及び同年11月10日付け長第11010001号通知により、各高齢者サービス事業者あてにご案内しているところですが、**申請期限が、原則、令和３年１月29日（金）まで**となっていますので、下記により改めて周知いたします。

この補助金は、令和２年４月１日以降に感染症対策等の取組を行った事業所・施設等について、幅広く補助対象となるため、**積極的に標記補助金を活用いただき**、下記の「和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金等交付要綱」(以下「交付要綱」という。)、**「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）」申請要領**（以下「申請要領」という。）及び**「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）申請書記載マニュアル**（以下「申請書記載マニュアル」という。）**をご確認の上、漏れなく期限内に交付申請書等関係書類を提出**いただきますよう、お願いします。

また、**この補助金は、補助上限額の範囲内であれば複数回の申請が可能（既申請額が補助上限額に達していないものに限る。）ですので、上限額の範囲内で、積極的に申請いただきますよう**お願いします。

記

Ⅰ　支援策の概要

1　感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業　※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和２年４月１日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設等

【補助対象経費】

かかり増し経費（**具体例は、別表の「(1)①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」中、「対象経費」a～o及び別添「感染症対策支援・環境整備支援事業　対象経費の例」を参照**）

【補助上限額】

別表の「(1)①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」中、事業所・施設等の種別ごとに記載されている基準単価の額（短期入所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所にあっては、基準単価に施設の定員数を乗じて得た額）

【補助金の額】

補助上限額（既に申請したことがある事業所・施設等にあっては、補助上限額から既申請額を控除して得た額）と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（1,000円未満切り捨て）

2　在宅サービス事業所による利用者への再開支援の助成事業　※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和２年４月１日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援（内容は申請要領を参照）を行った在宅サービス事業所（訪問系、通所系、短期入所系又は多機能型サービス事業所）

【補助金の額】

利用再開支援を行った利用者１人当たり 1,500 円～6,000 円（別表の「(2)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」中、事業所ごと、支援内容ごとに記載されている額）

３　在宅サービス事業所における環境整備への助成事業　※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和２年４月１日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所（訪問系、通所系、短期入所系又は多機能型サービス事業所）

【補助対象経費】

「３つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する費用（**具体例は、別表の「(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」中、「対象経費」a～f 及び別添「感染症対策支援・環境整備支援事業　対象経費の例」を参照**）

【補助上限額】

別表の「(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」中、事業所の種別ごとに記載されている基準単価の額

【補助金の額】

補助上限額（既に申請したことがある事業所・施設にあっては、補助上限額から既申請額を控除して得た額）と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（1,000 円未満切り捨て）

Ⅱ　補助事業期間

令和２年４月１日（水）～令和３年３月 31 日（水）

- **事業の性格上、早期に執行が求められるものですので、なるべく早期に完了するようお願いします。**
- 期間最終日までに事業を実施の上、経費の支払先への支払まで完了してください。

Ⅲ　申請手続き

交付申請は、原則、法人が和歌山県内の各事業所・施設等分を取りまとめ、法人単位で申請してください。

１　申請の際の留意点

本事業については、原則精算払い（事業の完了後に補助金を交付すること）としますので、事業の完了後（支払が完了後）に申請してください。

※概算払い（事業の完了前に補助金を交付すること）を希望する場合は、別途和歌山県介護サービス指導室までご相談ください。

２　申請先、申請方法及び提出書類

①　申請先

本事業については、事業所・施設等の種別等により、以下のとおり申請先が異なります。各事業所・施設等においてご確認の上、適切に申請いただきますようお願いします。

<table>
<tr><th>区分</th><th>種別</th><th>申請先</th></tr>
<tr><td rowspan="2">A</td><td>○介護サービス事業所・施設（債権譲渡を行っていないもの）</td><td rowspan="2"><u>①、②双方に提出</u>
① 和歌山県国民健康保険団体連合会（国保連）
原則、電子請求受付システムによるインターネット申請
※インターネット申請ができない場合、国保連に郵送で必要書類（CD-R 又は書面）を送付
※<u>CD-R 又は紙による介護報酬請求を行っている事業所・施設についても、「ID、仮パスワード」を国保連が発行することにより、インターネット申請が可能ですので、積極的にご活用ください。</u>詳細は、国保連(下記掲載)までお問い合わせください。
② 和歌山県長寿社会課へ郵送（書面）
〒640-8585 和歌山市小松原通１－１</td></tr>
<tr><td>○養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅（特定施設の指定を<u>受けているもの</u>）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">B</td><td>○介護サービス事業所・施設（債権譲渡を行っているもの）</td><td rowspan="2">和歌山県長寿社会課へ郵送（書面）
〒640-8585 和歌山市小松原通１－１</td></tr>
<tr><td>○養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅（特定施設の指定を<u>受けていないもの</u>）</td></tr>
</table>

※ <u>１法人で区分Ａ、Ｂの事業所・施設等の分を併せて申請する場合は、すべて区分Ｂの方法で申請してください。</u>

② 申請方法及び提出書類

<u>申請要領及び申請書記載マニュアルをご確認ください。</u>

なお、提出書類については、申請要領及び申請書記載マニュアルに記載している書類の他に、申請内容に応じて、別途必要書類（補助対象経費に関する理由書等）を求める場合があることにご留意ください。

3 提出期限

<u>原則、令和３年１月２９日（金）まで</u>

（ただし、当該期間内に事業が完了せず、かつ、令和３年３月 31 日までに完了する見込みである事業に関しては、個別に相談に応じますので、和歌山県介護サービス指導室まで早めにご連絡ください。）

4 国保連電子請求システムによるインターネット申請について

国保連電子請求システムによるインターネット申請を行う場合は、作成した交付申請書（Excel ファイル）を下記ホームページにアクセスした上で、アップロードしてください。詳細は、申請書記載マニュアルをご覧ください。

http://www.e-seikyuu.jp

Ⅳ 留意事項

1 各事業ともに、各介護予防サービスも対象となります。<u>介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、１つの事業所として取り扱う</u>こととなります。

2　介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとしますが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、１つの事業所として取り扱うこととなります。

3　介護保険法による**医療みなし指定事業所の指定を受けている場合又は障害福祉サービス事業所の指定と介護サービス事業所の指定を受けている場合にあっては、介護事業所としての業務に必要な経費が発生している場合に、本事業の対象**となります。医療機関や薬局としての業務又は障害福祉サービスとしての業務に必要な経費が発生している場合は、以下にてご案内しておりますので、ご確認ください。

なお、**同一の対象に対し介護・医療・障害等の補助金を重複活用して支払うことは禁止されています**ので、ご注意ください。

・ 医療機関等における感染拡大防止等支援事業（和歌山県医務課）　TEL 073-441-2955
・ 障害福祉サービスにおける感染対策徹底支援事業（和歌山県障害福祉課）　TEL　073-441-2537

Ⅴ　その他

1　県補助金等交付要綱、県申請要領、申請書記載マニュアル、各種様式等について

「きのくに介護 de ネット」に掲載していますので、ご活用ください。

URL：https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/kinkyuhoukatsusienjigyou_001.htm

※　随時更新しますので、最新のものをご確認ください。

2　厚生労働省　事業の概要、パンフレット、国実施要綱、Q&A 集、広報動画等について

厚生労働省ホームページにて掲載されていますので、ご確認ください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

(担当)
○感染症対策支援事業等に関すること
介護サービス指導室　TEL：073-441-2527（直通）
○電子請求受付システム「ID、仮パスワード」発行に関すること
和歌山県国民健康保険団体連合会　TEL：073-427-4665
○電子請求受付システムに関すること
介護保険電子請求受付システムヘルプデスク
TEL：0570-059-402

別表 基準単価

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）					
				(1)① 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	
助成対象 ＼ 事業所・施設等の種別（※1）				令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等（1～28）（※2）	
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	892	/事業所
	2		大規模型（Ⅰ）	1,137	/事業所
	3		大規模型（Ⅱ）	1,480	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		384	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		375	/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	939	/事業所
	7		大規模型（Ⅰ）	1,181	/事業所
	8		大規模型（Ⅱ）	1,885	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		44	/定員
訪問系	10	訪問介護事業所		534	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所		564	/事業所
	12	訪問看護事業所		518	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所		227	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204	/事業所
	16	居宅介護支援事業所		148	/事業所
	17	福祉用具貸与事業所		148	/事業所
	18	居宅療養管理指導事業所		33	/事業所
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	/事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	/事業所
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設		38	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40	/定員
	23	介護老人保健施設		38	/定員
	24	介護医療院		48	/定員
	25	介護療養型医療施設		43	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36	/定員
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）		37	/定員
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）		35	/定員
対象経費（※3）				a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c （研修受講等に要する）旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 e 感染防止を徹底するための面会室の改修費 f 消毒・清掃費用 g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 i 自動車の購入又はリース費用 j 自転車の購入又はリース費用 k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用（通信費用は除く） l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料 m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 n 訪問介護員による同行指導への謝金（通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合） o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費	
助成額				・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(2)①・②の両方を助成することができる。	

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また

・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

・ 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない

※3 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

基準単価(単位:千円、1利用者又は1事業所又は1定員当たり)									
					(2)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業		(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業		
助成対象					令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所(1～15、18～21)、居宅介護支援事業所(※2)		令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(1～21)		
事業所・施設等の種別(※1)									
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型		(電話による確認の場合)1.5 (訪問による確認の場合)3	/利用者	200	/事業所	
	2		大規模型(Ⅰ)			/利用者	200	/事業所	
	3		大規模型(Ⅱ)			/利用者	200	/事業所	
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)				/利用者	200	/事業所	
	5	認知症対応型通所介護事業所				/利用者	200	/事業所	
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型			/利用者	200	/事業所	
	7		大規模型(Ⅰ)			/利用者	200	/事業所	
	8		大規模型(Ⅱ)			/利用者	200	/事業所	
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所				/利用者	200	/事業所	
訪問系	10	訪問介護事業所				/利用者	200	/事業所	
	11	訪問入浴介護事業所				/利用者	200	/事業所	
	12	訪問看護事業所				/利用者	200	/事業所	
	13	訪問リハビリテーション事業所				/利用者	200	/事業所	
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				/利用者	200	/事業所	
	15	夜間対応型訪問介護事業所				/利用者	200	/事業所	
	16	居宅介護支援事業所	電話による確認(※3)		1.5(看護師等(※4)が協力した場合:4.5)(※5)	/利用者	200	/事業所	
	17		訪問による確認(※3)		3(看護師等(※4)が協力した場合:6)(※5)	/利用者			
	18	福祉用具貸与事業所			(電話による確認の場合)1.5 (訪問による確認の場合)3	/利用者	200	/事業所	
	19	居宅療養管理指導事業所				/利用者	200	/事業所	
多機能型	20	小規模多機能型居宅介護事業所				/利用者	200	/事業所	
	21	看護小規模多機能型居宅介護事業所				/利用者	200	/事業所	
入所施設・居住系	22	介護老人福祉施設			－	－	－	－	
	23	地域密着型介護老人福祉施設			－	－	－	－	
	24	介護老人保健施設			－	－	－	－	
	25	介護医療院			－	－	－	－	
	26	介護療養型医療施設			－	－	－	－	
	27	認知症対応型共同生活介護事業所			－	－	－	－	
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)			－	－	－	－	
	29	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)			－	－	－	－	
対象経費(※6)							・3つの密(「換気が悪い密閉空間」、多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等 a 長机 b 飛沫防止パネル c 換気設備 d (電気)自転車(リース費用含む) e タブレット等のICT機器(リース費用含む。)(通信費用は除く) f 感染防止のための内装改修費		
助成額					・また、1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(2)①・②両方を助成することができる。		・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設につき上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(2)①・②両方を助成することができる。		

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また
・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
・ 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。
・在宅サービス事業所:在宅サービス利用休止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った場合
・居宅介護支援事業所:在宅サービスの利用休止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)、サービス事業所との連携(必要に応じケアプラン修正)を行った場合
※ 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者 (居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者)
※ 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること
※ 「連携を行った」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと
※ 「調整等を行った」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと

※3 1利用者につき、16と17は併給不可である。
※4 看護師、居宅管理療養指導を行う者(医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士)
※5 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと
※6 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

感染症対策支援（別表（1）①）・環境整備支援事業（別表（2）②） 対象経費の例

※本表は、上記事業における代表的な対象経費の例を示したものであります。
表に記載されていないものであっても、各事業の趣旨に沿うものであれば、補助対象となります。

品目	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業（感染症対策支援）	在宅サービス事業所における環境整備への助成事業（環境整備支援）	備考欄
マスク	○	×	
フェイスシールド	○	×	
消毒用エタノール	○	×	
非接触型検温器	○	×	
サーマルカメラ	○	×	
ガウン	○	×	
エプロン	○	×	
使い捨て手袋	○	×	
飛沫防止パネル	○	○	
空気清浄機	○	○	
自動車	○（使用用途による）	○（使用用途による）	**感染症対策等につながるものに限り対象** （使用例） 乗車人数を少なくして三密を防止するために通所サービス等に使用する送迎車の追加購入など ※同型種の単なる買い換えは、基本的に感染症対策とはなりません。
ICT機器（タブレット等）	○	○	（使用例） ・タブレット端末活用によるリモート面会 ・事業所・施設業務に係るテレワーク、リモート会議実施 ※通信費は対象外 ※ウイルスソフトなどICT機器導入に伴い必要となるソフトウェアは対象となるが、3年パック等令和2年度分を超える場合、対象経費となるのは令和2年度分のみ（月割で算定）
パソコン	○（使用用途による）	○（使用用途による）	**感染症対策等につながるものに限り対象** （使用例） ・職員の在宅勤務のため ・使用台数を増やして、共有による接触機会を減らすため ※単なる機器の買い換えは対象外 ※通信費は対象外 ※ウイルスソフトなどパソコン導入に伴い必要となるソフトウェアは対象となるが、3年パック等令和2年度分を超える場合、対象経費となるのは令和2年度分のみ（月割で算定）

※両事業共に○の場合は、金額を按分して感染症対策支援・環境整備支援の両事業で申請が可能